

平成30年 1 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年 1 月19日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 3 名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、まず初めに12月定例会から本日までの間の所管事項について、私からご報告をさせていただきたいと思います。

お手元に定例会教育長報告資料というのがございますので、ご参照いただければと思います。

何点か抜粋をしてお報告をさせていただきますが、まず行政関係といたしましては、1月10日、平成29年度の第2回横須賀市総合教育会議を開催させていただきました。

市長と本日の教育委員の皆様並びに私が参加をいたしまして、横須賀市教育大綱の改定と教育費の額について協議をいたしまして、決定をいたしましたところでございます。

1月11日には、中核市の教育長会臨時総会が東京で開かれまして、当日は中教審の特別部会長である小川正人氏の講演をいただきました。現在、直近の課題であります学校における働き方改革とその論点について、部会長として加わられた立場から、詳細なご説明をいただいたところであります。

なお、この会議はこれで終わるということではなく、今後教職員の給与体系にも踏み込んでいくというお話をいただいているところであります。引き続き情報を収集した上で、教職員の多忙化について、どのようなことができるかについて検討していきたいと考えています。

学校関係につきましては、12月25日に第18回の全国中学生創造ものづくり教育フェアに出場される各中学校の方々が市長への表敬を行ったところでございます。

出場される3部門、あなたのためのお弁当コンクールについては長井中学校と長沢中学校が、創造アイデアロボットコンテストについては北下浦中学校が、パソコン入力コンクールについては浦賀中学校、久里浜中学校のそれぞれ生徒の方が参加いたします。今月20日と21日、東京で全国大会が開催されると聞いておりますので、市長からも激励の言葉をいただいたところであります。

1月13日には就労支援のための合同学習会を開かせていただきました。教育と福祉、保健、医療、労働等の各関係機関がお集まりいただきまして、多様な進路に向けての早期の取り組みをテーマに、約120名の方の参加をいただいたと

ころであります。

1月16日には、東関東のアンサンブルコンテストの出場校が市長の表敬をいたしました。鴨居中学校、浦賀中学校の木管八重奏メンバーの方々と、正庁におきまして出演曲の披露の後、市長より激励の言葉をいただきました。

この後、1月28日に千葉県君津市で東関東大会、29団体の参加のもとで開催されますが、そこで2校が全国大会に参加すると聞いております。

なお、全国大会は、3月に横須賀芸術劇場で開催されますので、ぜひ勝ち残っていただければという激励の言葉も、私からさせていただいたところであります。

なお、1月19日、本日の午後でありますけれども、第37回の横須賀市体力つくり実践発表会を開催する予定でございます。本年度から2カ年にわたりまして、神明小学校と武山中学校が実践校として研究をしていただいておりますので、その発表についてしていただく予定であります。

その他、展示関係等を含めると、12月14日から19日まで、みんなの理科フェスティバルが開催されておりました。文化会館の市民ギャラリーと博物館が連動をとりまして、市民ギャラリーではさまざまな発表を行いました、6日間で532人の方の参加をいただいたところであります。

1月5日から9日にわたりましては、第28回の横須賀市読書感想画展を開催いたしました。文化会館のギャラリーを使いまして、小学校で1万7,928点、中学校で100点の応募があった中から、小学校で595点と中学校70点を展示、審査をさせていただきました。この中から入選作34点を県の審査会に推薦をしたところであります。

また、1月11日からは、第70回の児童生徒造形作品展が横須賀美術館で開催されており、現在2,738点の展示をさせていただきます。

この後、1月24日には、午後から研究発表と講演会を予定しておりますので、ご参加をぜひいただければというふうに考えております。

私からの報告は以上のとおりでございます。

ただいまの内容について、ご質問等ございましたら、どうぞお願いをいたします。

(質問なし)

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『横須賀市教育振興基本計画第３期実施計画（原案）について』

（教育政策担当課長）

それでは、『横須賀市教育振興基本計画第３期実施計画（原案）について』ご説明いたします。

教育委員会10月定例会において、第３期実施計画の素案をご報告させていただきましたが、教育委員の皆様からのご意見はもとより、学識経験者、市立学校、市議会、市長部局からご意見をいただき、素案から原案の段階へと計画の策定を進めてまいりました。

今回、修正した箇所についてですが、別冊の第３期実施計画（原案）の17ページをお開きください。

修正箇所の例としてご説明いたします。網掛けをしてある箇所と取り消し線が引かれている箇所が素案から原案への修正箇所となります。これまでにいただきましたご意見を反映した箇所や事業の見直しを踏まえ、見直しを行った箇所などに修正を加えております。

次に、説明の資料「横須賀市教育振興基本計画第３期実施計画（原案）について」と別冊の原案をあわせてご覧いただくことになります。

説明資料では、主な修正内容について整理をさせていただいております。

「１ 第３期実施計画（素案）から（原案）への主な修正内容」の（１）「西暦の併記について」ですが、実施計画に記載されている年の表記について、第３期実施計画期間である平成30年以降の４年間については、和暦の後に西暦を併記しました。また、平成29年以前の表記についても必要に応じ西暦を併記しております。例として、原案の１ページにある計画期間の図をご覧ください。このような併記の形で記載させていただいております。

次に、説明資料の（２）「１ 横須賀市教育振興基本計画第３期実施計画について」ですが、原案の１ページから３ページをご覧ください。

素案で記載していました第３期実施計画の概要に係る内容の見直しを行い、１ページの（１）において、教育振興基本計画の「これまでの経緯」、２ページの（２）において「第３期実施計画の概要」、３ページの（３）において「第３期実施計画での主な変更点」として整理しました。

次に、説明資料の（３）の「３ 重点課題」ですが、原案の７ページから始まる「３ 重点課題」もあわせてご覧ください。原案でいきますと７ページになります。

重点課題1にある「3 地域協働事業」について、具体的な事業は「よこすか土曜寺子屋教室」になりますが、平成29年度に教室を13教室に拡充し、市内全域をカバーする体制が整ったため、今後も事業としては行っておりませんが、重点課題に対応する主な事業からは除くことといたしました。

なお、事業自体については、60ページに記載をしております。

次に、原案の8ページ、重点課題4については、事業の並び順を修正し、「いじめ・不登校対策事業」を1番目に移動しました。

なお、学校教育編の38ページから40ページにおける事業の掲載順についても同様に修正しております。

次に、原案の9ページ、重点課題6は、対応する主な事業について再度見直しを行い、「1 子ども対象の社会教育事業」を追加いたしました。また、これまで掲げていた「3 美術館展覧会の充実」については、美術館に来館いただく全ての方に向けた事業であり、子どもの学習支援として特化した事業には当たらないため、重点課題6に対応する事業からは除きました。

続いて、説明資料の2ページ、(4)「4-1 学校教育編」ですが、原案の19ページから始まる「学校教育編」もあわせてご覧ください。

原案の22ページ、「2 学校の現状と課題」においては、「消費者教育」、「主権者教育」、また「学校における働き方改革」の文言を追加いたしました。「学校における働き方改革」については、原案の56ページの関連事業「子どもと向き合う環境づくりの推進」にも記述を加えております。

次に、原案の26ページ、「今後4年間の取り組みの方向性」の「確かな学力」について、「学習意欲」から「主体的に学習に取り組む態度」という表現へ修正いたしました。

次に、原案の31ページ、「子ども読書活動推進事業」では、行動計画「蔵書情報のデータベース化の導入」について、「試行」の文言を除きました。

次に、原案の36ページの参考の「横須賀市支援教育推進プランについて」では、「子どもの困り感」という表現から「子どもの困難さ」という表現へ修正し、また、37ページの指針3における記述について、「子どもたちを育むための家庭や地域との連携を推進」という表現に修正いたしました。

次に、説明資料の3ページと、冊子の62ページをお開きください。

「学校規模・配置適正化事業」では、概要の一部と行動計画について、「学校の適正化」から「学校規模・配置の適正化」へ修正しました。

次に、原案の64ページから67ページまでの目標指標をご覧ください。

目標指標の各数値や指標名など、一部修正を行いました。

続いて、説明資料の(5)「4-2 社会教育編」ですが、原案の71ページから始まる「4-2 社会教育編」もあわせてご覧ください。

71ページから75ページまでの「現状と課題」については、一部文言についての修正を加えました。

原案の78ページ、「子ども対象の社会教育事業」については、市民大学事業の一環として行う子どもを対象とした事業として、1つ上にある事業の「市民大学事業」から独立させ、事業の1つとして追加しました。

次に、説明資料の4ページと、原案の94ページをあわせてご覧ください。

「学校教育との連携の強化」、これにおきましては、事業の概要と行動計画の内容を整理し、「史跡見学会の開催」を行動計画の1つとして追加いたしました。

次に、原案の105ページ、「子どもたちへの美術館教育の推進」では、美術館における子どもを対象とした事業を1つに整理し、下にある「学校との連携の推進」は削除の上、その事業内容を「子どもたちへの美術館教育の推進」の中へ盛り込みました。

次に、原案の123ページから131ページまでの「6 関係資料、(1) 注の解説」においては、127ページの注45「主権者教育」、128ページの注60「スーパービジョン」を用語・解説に加えました。また、その他の用語については、一部解説の修正を行いました。

続きまして、説明資料の4ページになります。「2 策定までの主なスケジュール」について説明させていただきます。

今回の原案に修正を加えたものを成案とし、教育委員会2月定例会にて議案として提出し、計画決定についてご審議をいただく予定にしております。その後、市議会3月定例議会において計画の報告をする予定です。

以上で、『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画（原案）について』の報告を終わります。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願いをいたします。

再度の確認だけ、私のほうからさせていただきます。

今後、これを最終的に決定するまでのスケジュールを再度確認させていただきます。

(教育政策担当課長)

今は、まだ原案という形でございますので、まだこれから細かな最終的なチェックですとか、ご意見も出るかもしれませんので、こちらを修正して、今度2月の定例会に諮らせていただいて、そこで議決していただいて決定という段

取りでございます。

(新倉教育長)

まだ多分市の施策として、さまざまな予算だとかが絡んでくるかと思いますので、次の定例会までの間に、整合性だけは確実にとっていただくようお願いをしたいと思います。

(教育政策担当課長)

そのような形で、ほかの市の計画等もございますので、整合をとりながら進めたいと思います。

(意見なし)

報告事項（２）『平成30年度入学生中学校の学校選択制における申込み結果について』

(教育政策担当課長)

『平成30年度入学生中学校の学校選択制における申込み結果について』ご説明させていただきます。報告事項（２）の資料をご覧ください。

学校選択制は、平成15年度からの入学生から中央ブロックで、平成16年度入学生から中央及び衣笠ブロックで試行し、平成17年度入学生から全市で実施しております。今回は、全市に導入してから14年目の実施となります。

平成30年度は対象者3,238人のうち361人、約11.1%の児童が他学区の中学校を選択いたしました。各学校別の申し込み結果は、ご覧の表のとおりとなっております。

今回、受け入れ枠を超えた学校はありませんでしたので、希望者全員を受け入れることといたしました。したがって、抽選は行いませんでした。

裏面の参考資料をご覧ください。

こちらは、平成27年度入学生から30年度入学生までの申し込み結果の推移を載せております。

以上で、平成30年度入学生学校選択制の申込み結果についての報告を終わります。

(澤田委員)

選択した主な理由は、やはり近さとか、友人関係とか、部活動とか、そうい

う事項なのでしょうか、お知らせいただければと思います。

(教育政策担当課長)

学校選択制につきましては、理由までは問うような形ではございません。特にその要件に合えば、同じブロックの中、またはそれに隣接する学校であれば、そのままご希望が通りますので、理由まではそれぞれの年度で聞いてございませんが、平成25年度に最後のアンケートをやっております。それまでも何年かアンケートをやっていたのですが、実際にこちらは別の学校のほうが近い。それから、仲のよい友達と同じ学校に行きたい。あとは部活動というのが三大理由で、それまでのアンケートを見ても、その3つがほとんど同じぐらいの割合であるというのが現状でございますので、恐らく今年度も同じような状況ではないかというふうに推測しております。

報告事項（３）『中学校の学校選択制の中止について』

(教育政策担当課長)

『中学校の学校選択制の中止について』ご報告いたします。

資料の１の実施までの経緯についてです。

平成９年１月に、当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」の通知が出されました。

本市においては、平成11年から14年度にかけて「学校選択自由化」について検討を行い、平成15年度に中央ブロックにおいて、平成16年度に中央ブロックと衣笠ブロックにおいて試行を行い、平成17年度に市内全ブロックにおいて実施し、現在に至っております。

２の学校選択制の概要についてです。

(１) 目的は、①児童・保護者のかかわりを強め、学校や教育への関心を高めること、②教職員の意識改革、③学校の活性化です。

(２) 対象者は、小学校の６年生です。

(３) 選択可能範囲は、同じブロック内の中学校及び指定校に隣接する中学校となっております。

(４) 受け入れ枠は最大40人で、受入枠を超えた場合は抽選となります。

(５) は、過去３年間の申込者数となっております。

(６) 主な申し込み理由は、「近さ」・「友人関係」・「部活動」となっております。

３の学校選択制見直しの経緯についてです。

平成27年から28年にかけて学校選択制検証会議を7回開催し、検証会議報告書を作成しました。

平成28年から29年度にかけて関係課長会議を5回開催しております。

2ページをお開きください。

4の中止とする理由についてです。

学校選択制は、児童・保護者の学校や教育への興味、関心及び意欲を高めることや、教職員の意識改革、学校の活性化など一定の成果があったものの、通学区域の広域化や学校規模の偏りなどの課題もありました。

平成28年度から小中一貫教育が全校実施となり、その期待する効果は、子どもには、「自尊感情の高揚」、「人間関係の不安の減少」など、保護者には、「学校への理解の深まり」、「信頼関係の向上」など、教職員には、「意識の変容」など、学校選択制が目的としてきたものを継承していると捉えているため、学校選択制を中止するものです。

5の指定変更の考えについてです。

学校選択制の中止に伴い、これまで「部活動」を理由に選択していた子どもの救済策として、現在、指定変更制度に「部活動」の基準を追加することを検討しております。

その考え方については、(1)原則として他学区への変更は認めないが、指定変更就学承認基準に該当する場合のみ変更を認めます。

(2)指定校に希望する部活動がない場合の救済策として、指定変更就学承認基準に「部活動」の基準を追加することを検討します。

「部活動」の基準(案)について、要件は、指定校に希望する部活動がない場合、これは運動部・文化部ともに可能ですが、対象者は、翌年度市立中学校に就学する予定の児童、小学校の6年時のみとなります。

変更可能範囲は、希望する部活動がある隣接校です。隣接校については、別紙1及び2をご参照ください。

申込期間は、就学通知書の発送後の12月の約2週間と考えております。

(3)小中一貫教育ブロックと中学校の通学区域が合致していない課題については、今後の学校規模・配置の適正化の取り組みの中で検討していきます。

6の今後の予定についてです。

平成29年度は、市議会3月の定例会において、学校選択制の中止について一般報告を行います。

平成30～32年度にかけて周知を行い、平成32年12月の平成33年度入学生、現小学校3年生になります。こちらからの募集は実施しないこととなります。

平成33年度は、学校選択制を中止し、指定変更就学承認基準に「部活動」の基準を追加いたします。

以上で、『中学校の学校選択制の中止について』の報告を終わります。

(小柳委員)

この学校選択制の中止の時期が平成33年度入学生からということですが、その前は自由選択制ですので、例えば兄弟の中で、お兄さんが自由選択制で、本来の学区とは違う学区の学校を選択して、その後、34年度に弟とか妹とかが入学するときには、これは違う学校になってしまう可能性が高まるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

ご兄弟で、上のお姉さん、お兄さんがいわゆる指定と別の学校に行っているような場合は、指定変更の就学承認基準という中に、現在でも兄弟関係への配慮を必要とする場合というのは、認められるということになっておりますので、その基準を使って、同じ学校に行くことは可能でございます。

(小柳委員)

それは、お兄さんたちが学区外の中学校の卒業生だったら認められるということでしょうか。

(教育政策担当課長)

卒業してしまうと、別の中学校には上の子はいらっしゃらないという形になりますので、その場合は認められないということになります。

(三浦委員)

現在まだ先ほどのお話では、どういう理由で変更されているかというアンケートをとっていないので、わからないというお話でしたけれども、実際に新しい制度になったときに、どのくらいの生徒さんたちが要するに指定されたところではない中学校に行かれると想定されているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

現在、本年度でいきますと360名強が利用してございます。選択制ではなくなくて、部活動の場合、指定された学校に希望している部活がない場合のみ、隣接の学校であれば認めますよというふうにしたいと考えておりますので、大体のシミュレーションをしてみたんですけれども、恐らく20名ぐらいの子がこの制度を使って、隣の学校で部活動という形で選ぶのではないかというふうになんか推測しております。

(新倉教育長)

今のシミュレーションというのが学科でただ違うであろうということだけを行っている人数をおっしゃっているんですか。つまり完全に部活動ができなくなる人数が20人いるじゃないかというふうなお話なんですか、そこがちょっとわかりにくいんですけども。

(教育政策担当課長)

希望する部活動がなくなってしまうということではなくて、自分の学校に希望する部活動がない。隣であればあるということで、利用する可能性があるという子どもの推計で、恐らく20人ぐらいではないかなということでございます。

(新倉教育長)

あくまでも最大のマックス数とその前後ではないかという見方をしているという理解でよろしいですか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

他にご質問等、いかがでしょうか。

よろしいですか。

今後、これらが進めていくときには、まだ平成33年ですから、32年の10月になるわけですが、その1つの方向が出た後も、各学校、とりわけ小学校の保護者の方たちに、どのように説明していくかというのが大きな課題になると思いますので、その説明方法を小学校の校長先生、あるいは管理職の方たちとどう進めるかということの検討案も、同時につくっていただきたいと思っていますので、そこを万全を期していただければと思います。

(教育政策担当課長)

その周知が非常に大事になってくるというふうに認識しておりますので、丁寧に、わかりやすく保護者の方にご説明していきたいと思っております。

(三浦委員)

そうしますと、平成33年度からは小中一貫教育というのがほぼ全市にわたって軌道に乗かっていくと考えてよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

説明でもありましたように、まず学区の問題という部分については、全てが整理し切れていませんので、一定の課題はあると思いますが、別枠でそれぞれのブロックにおいては、小学校での教育、中学校での教育、学びをどうつないでいけるかということでは、合同の研修会であったり、授業研であったり、さまざまな取り組みを今推進しておりますので、平成29年度よりも、さらに推進は図れるとは思っております。

報告事項（４）『損害賠償専決処分について』

(保健体育課長)

保健体育課より、報告事項（４）『損害賠償専決処分について』の報告になります。

本件は、昨年の教育委員会11月定例会において報告いたしました「災害共済給付金請求事務に係る事故」の損害賠償専決処分の報告になります。

事故の概要をご説明いたします。

学校は、平成26年５月に発生した部活動の練習試合で負傷した生徒の保護者に対し、学校管理下での負傷・疾病に係る医療費を給付する日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求手続をご案内いたしましたけれども、平成26年５月分の一部及び平成26年７月の給付金の請求手続に関して、保護者から提出された書類を適切に保管しなかったため、請求手続が終わっていないことに気づきませんでした。これにより、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求権の消滅時効である２年が経過してしまいました。

相手方との話し合いの結果、昨年12月、地方自治法第180条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市長は専決処分を行い、市内男性ほか１名と示談をし、医療費を受給することができなくなったことについて、損害賠償として18万4,911円をお支払いいたしました。

また、本件については、地方自治法第180条第２項の規定により、次回定例議会に報告いたします。

なお、12月12日に開催されました市立学校長会議で、教育委員会から学校長に対し、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の請求漏れが起こらないよう、適切な事務の執行を徹底するよう依頼をいたしました。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項（５）『平成29年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査報告書について』

（保健体育課長）

続きまして、報告事項（５）『平成29年度横須賀市児童生徒体力・運動能力、運動習慣等調査報告書について』 ご報告させていただきます。

平成27年度から実施しております本市調査は、今年度で実施３年目を迎えました。

実施初年度と昨年度は、調査結果の数値を全国平均値や県平均値と比較をし、相対的な評価をするまとめ方をしましたが、３カ年分のデータが蓄積されましたので、その経年変化を視覚化することなど、昨年度までとは異なるまとめ方をいたしました。

また、全国調査の報告書では、これまでの調査から明らかになった体力と関係の深い事項についてまとめられていますので、それを参考に、同様の視点で本市の状況をまとめました。

ここでは、本市児童生徒の重立った状況のみをご報告いたします。

初めに、６ページをご覧ください。

体力合計点の経年変化を男女別、学年別にまとめています。平成29年度の体力合計点の平均は、男子では小学校５年、６年、中学校２年において、女子では小学校５年、６年、中学校全学年において、平成27年度の調査開始以降、最も高い値であり、また多くの学年で上昇傾向にある様子がわかります。

次に、13ページをご覧ください。

このページから17ページにかけて、１週間の総運動時間に関する資料を掲載しています。特に中学生の女子において、運動する子としない子の二極化傾向が明確にあらわれています。また、特に小学校３年、４年の女子において、総運動時間が60分未満の割合が多く見受けられます。

14ページ、15ページは、１週間の総運動時間を前年度と比較した資料になります。学年によって傾向にばらつきがありますが、１週間の総運動時間がゼロ分の児童・生徒は、小学校男子では約３から９％、中学校男子では約４から７％、小学校女子では４から11％、中学校女子では約９から17％を占め、特に中学校の女子では相当数あることがわかります。

次に、23ページ、24ページをご覧ください。

体力・運動能力が高い児童・生徒の特徴として、質問紙調査の回答状況をまとめた資料になります。総合評価Ａの児童・生徒が最も肯定的な回答をした割合について、市全体の平均と比較をし、その差が顕著だったものをまとめました。

小学校男子、中学校男子、小学校女子、中学校女子の4つのグループにまとめ、そのグループ内の全学年において、市平均との差が認められたものをあらわしています。

全てのグループにおいて、体力・運動能力の高い児童・生徒は、「運動やスポーツをすることが好きか」、「体力に自信があるか」、「体育・保健体育の授業は楽しいか」、「体育・保健体育の授業で行ったもののの中で、大人になってもやってみみたいものがあるか」、「体育・保健体育の授業で、運動のコツやポイントがつかめているか」という設問において、肯定的な回答をしている様子がわかります。

次に、31ページ、32ページをご覧ください。

生活習慣と体力の関係についてまとめた資料になります。「毎日朝食を食べる」、「決まった時間に食事をする」、「睡眠時間は8時間」、これは小学生、「睡眠時間が6時間から8時間未満」、これは中学生など、規則正しい生活習慣が身についている児童・生徒の体力合計点は、男女とも多くの学年で高い傾向にありました。

以上、報告書の内容についてご説明いたしました。

次に、報告書への記載はございませんけれども、これまでの体力向上に向けた取り組みの経過と今後の課題について説明させていただきます。

1点目は、体力調査実施の仕方についてです。

新体力テストを実施する際、事前の説明や確認、必要な指導を丁寧に行うこと、子どもたちが明確な目標を持って、全力で計測に挑める環境をつくることなど、調査結果に大きく影響することは、これまでの研究委託校の実施において明確に示されております。

このことを踏まえ、子どもたちが本来持っている力を出し切らせる工夫や正しい計測の仕方について、全ての学校でさらに徹底をし、取り組んでいきたいと考えています。

また、調査自体は4月から7月の間に各校で実施していただいておりますけれども、新体力テストをいつ実施するのか、どのような方法で実施をするのか、未実施の児童・生徒をどのように扱うのかなどのことを含め、計画的に実施されているかどうか、各校で検証していただけるようお願いしたいと考えています。

2点目は、運動する子としない子のいわゆる二極化傾向に対する取り組みになります。

体育の授業以外で体を動かす機会が少ない子どもたちがこれだけふえている状況を踏まえ、まずは授業内で一定の運動量を確保できるような学習指導を計画するよう、各校へ指導してまいります。

また、「体育の授業が楽しい」、「コツやポイントがつかめる」といった肯定的な捉えや有能感につながる回答の割合がふえるような指導上の工夫についても、研究会と連携をしながら取り組んでまいります。

また、運動部活動への継続的な支援も大切な取り組みであると考えています。

資料には、運動部や地域スポーツクラブへの所属状況を示していますけれども、これが授業時間以外での総運動時間と密接に関連をし、実技調査の結果にもあらわれているものと考えています。特に中学校においては、その傾向が顕著であり、女子の運動部活動離れが二極化に影響していることが考えられます。

さらに、運動部に所属していることが休日を含めた毎日決まった時間に起きる。毎日決まった時間に朝食をとるなど、生活習慣の改善にも効果があるのではないかと考えています。

最後、3点目になります。生活習慣の改善についてです。

食については、今年度から全ての小学校において、給食時間マニュアルにのっとった指導をしておりますけれども、食育をさらに充実させていくことも健康的な生活習慣の形成について、家庭と連携をし、取り組みを進めたいと考えています。

保健体育課からは以上でございます。

(小柳委員)

37ページ、あるいは38ページの全国との比較のレーダーチャートで、反復横とびがポコッとへこんでいる。昨年というか、前回のときにもそういう話がありまして、これは要するに、児童がこの種目に慣れていないからじゃないかというようなお話もあったような気がします。

今回は、そういった話があったので、事前に、それなりに説明もきちんとされたのかなと思うのですが、この反復横とびは依然としてポコッとへこんでいるという、これは何か原因があるのでしょうか。

(保健体育課長)

先ほどもこれからの改善点等でもお話をしましたが、計測の仕方だったり、事前の説明不足だったりすることもありますので、その事項の徹底をしてまいりたいと思っております。

(小柳委員)

最近あるところで、駆けっこのトレーニングを見せていただいたときに、反復横とびの練習をされるみたいなんです。駆けっこが速くなるために何で反復横跳びかということ、リレーって曲がる、カーブがあるじゃないですか、必ずぐ

るっと回る。その横を曲がる時には、ももの横のところの筋肉が必要だということで、反復横とびは結構リレーのスピードに影響するということを学ばせていただいたんですけども、ここは反復横とびをちょっと重点的に何か体育でやったら、リレーのスピードも上がるんじゃないかというような気がしますので、よろしくお願いいたします。

（保健体育課長）

反復横とびの動きは、ふだんの動きと違う動きもありますので、それぞれの動きに合った、体づくり運動の中で、授業の中でも取り入れながら、指導していきたいと思っています。

（新倉教育長）

今のに関係しますと、37ページの全国平均を見ても、小学校の場合に反復横とびの数字が全国的に低いということ自身がどういう原因があるのかということが多分小柳委員の一番の大きな質問だったのではないかと思いますので、これは課長のほうから全国との評価をして、どのような傾向が出ていて、なぜこうなっているかというのは、多分研究されている方がいらっしゃると思うので、その辺でもう1回確認をしていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

（三浦委員）

同じページなんですけれども、小学生のソフトボール投げが全学年非常に低いんですね。中学1年まで低くて、その後もとへ戻って、全国平均になつていくんですけれども、横須賀の校庭が狭いとか、何かそういうデータはありますか。

（保健体育課長）

子どもたちは、投げるという運動をなかなか今取り入れておりません。なるべくそういう機会をふやす取り組み、また学校では狭い部分がありますが、それは工夫をしまして、やわらかいボールで投げるとか、体育館の中でも投げられるような状況を条件整備をするようには指導しております。

（新倉教育長）

私のほうから、今の質問で同じようなことなんですけど、ただ肩甲骨の使い方というのが多分あって、私どもの小さいころというのは、例えばドッジボールや何かというのをよく体育館等でもやっていて、そういうボールを投げるとい

うことが親しんでいたんですけれども、今そういうような遊びというものが見受けられなくなっているというふうに理解をしていいいんでしょうかね。

(保健体育課長)

一概にそうとは言えず、各学校において、相当数まだドッジボール等の動きは、子どもたちも行っているとは思いますが。ただ、今教育長が言われたとおり、以前に比べれば、子どもたちもほかに目が向いている部分がありまして、なかなか休み時間に校庭で以前に比べて活動量がふえているかという点、少しは減少傾向にあるような気はいたします。

(荒川委員)

どこの項目ということではなく、全般的なところでお聞きします。各学校の平均がここにあるわけですが、学校によって、例えば体育的なものを日常の活動の中に取り入れている学校であったり、休み時間や中休みに全員で外で遊ぶとか、そういうようなことを取り入れている学校もあると思うのですが、そういう学校としての取り組みがあるところで、体力やスポーツテストの結果がよくなっているような状況があれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保健体育課長)

本日、教育長のほうからも報告がありましたけれども、この後、体力づくりの発表会がございます。毎年、体力づくり実践研究校として小学校、中学校が各1校研究をいたしまして、その報告をさせていただいています。

実践研究校を見ておきますと、どの学校も顕著に伸びておりますし、それなるべく他の学校にも反映させていただくように、発表会を通して伝達をし、またいいものは取り入れていただきたいということで、毎年継続して行っていきたいと思っています。

(新倉教育長)

私からちょっと1点ご質問させていただきたいのは、単年度の調査という形でこういう報告をいただいているのですが、基本的に全生徒ですから、ほぼ原則的には悉皆調査になっているのかなというふうに思います。

そうだとすると、例えば今年の5年生は去年の4年生であり、その前だと3年生であり、その数値があるわけですから、その発達の段階において、その子どもたちがどういうふうに伸びているか、どこで一気に伸びるのかとかといったものをできれば子どもの育ちに合った調査という部分の分析をしていただい

たものをつけていただくということができたら、各学校の中で何年度、体育のときにはこういう形で伸びているんだということがわかってくるのかなというふうに思っています。

今、荒川委員もおっしゃったように、それが学校ごとでデータ分析というのはなかなか出しにくいかもしれないんですけども、それによって体育の授業、あるいは日常の活動において、ここで飛躍的に子どもたちは伸びていくんだと、あるいはこういう効果があるから、この学年で伸ばしていくことができるんだということが本日もあるかもしれない。

体力づくりの実践の中に加味していただけると、非常にどこに手をつけていったらいい。どういうふうなことをしたらいいかというのがわかりやすくなってくるのではないかなと思いますので、大変だとは思いますが、そういった子どもの発達状況に応じた分析というものも、できれば今後つけていただければというふうに希望させていただきたいんですが。

(保健体育課長)

体力推進委員会の中でも日本女子体育大学の教授、保健福祉大学の教授の方からも、そのようなご指摘もありましたし、この調査をいかに生かすのか、また経年変化も含めて、今いる子どもたちがどう変わっていったのかというのをしっかりととっていくべきだということのご指摘も受けておりますので、参考にまた来年度以降に生かしてまいりたいと思っています。

(新倉教育長)

多分、小学校3年、4年生で初めて自我を確立させて、そこから次の子どもたちに育てていく。それが中学校に行って、より活動的にさせるということを考えて、各学年でやっていくべき内容というか、主眼を置くべき場所というのが見えてくるのではないかと思いますので、その辺はなかなか私どもではできないかもしれませんので、関連する大学の先生方、あるいは研究室のほうにお願いをしながら、そういったデータをつくっていただければ、非常にわかりやすくなってくるかなと思いますので、ぜひちょっとご検討していただきたいなと思っています。

すみません。事務方でありながら同じような要望をしてしまって申しわけないんですけども。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成30年 1 月19日 (金) 午前10時22分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡